

第 1 回

富里市農業委員会議事録

令和 5 年 1 月 6 日（金）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第1回）

日 時 令和5年1月6日（金）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5 議案第4号 農用地利用集積計画について

6 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について

農業委員

出席（8名）

1 番	関	利	之	2 番	伊	井	義	則
3 番	塩	澤	英	一	4 番	篠	原	美 恵 子
5 番	相	川	克	義	6 番	森	田	孝 子
7 番	田	上	友	子	8 番	藤	崎	芳 久

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和５年第１回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は８名中８名ですので、会議は成立しております。

(午後１時２４分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第１ 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第２項の規定により、議長において指名します。

相川 克義 君、田上 友子 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第１号

議 長 日程第２ 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、所有権移転
１を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請、所有権移転１について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は相川委員、田上委員、森田です。

申請概要は議案記載のとおりです。申請理由として、権利者は今後の経営基盤を安定させるため贈与を受ける。義務者は高齢であり、後継者の経営継続の負担を減少させるために贈与することです。

申請地の位置は、三区公民館周辺に点在する農地です。現況は綺麗に耕作されており、隣接農地との境界もあります。進入路は確保されており、第三者の権利もありません。権利者の営農状況につきましては、畑63,152平方メートルを耕作。畑作で人参、大根、サツマイモを生産しています。世帯員３人で専業者３人と雇用が２人、農機具の保有状況は一式完備しています。権利取得後も同様の作付けをし縮小する行為もなし。

住所地から申請地までの距離は約500メートル位で、自動車を使用しても約５分位です。第三者への委託予定もなし。

以上のことから効率的に利用され则认为します。

以上報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 長 次に、所有権移転２を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

相川委員。

相川委員 はい、議長。

議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請、所有権移転２について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は森田委員、田上委員、相川です。

申請概要は議案記載のとおりです。申請理由として、権利者は譲渡人が高齢のため代わって耕作をするため贈与を受ける。義務者は高齢のため後継者に贈与するとのことです。

申請地の位置は、富里中学校から中沢方面に500メートル位進んだ右側に位置します。現況は石や材木など綺麗に片付けられておりました。申請地への進入路は市道にて確保されています。

譲受人については農業経営者です。営農状況につきましては、畑21,210平方メートルを耕作。畑作でサツキ、ツツジなどを栽培しています。労働力は世帯員４人で専業者１人、従農１人、雇用が２人、農機具の保有状況は一式完備しています。営農計画はサツキ、ツツジなどの植木を作付け予定で、耕作状況として保有農地はすべて耕作しています。規模を縮小する行為も行っていない。

住所地から申請地までの距離は約20キロメートル、自動車ですら30分の距離です。耕作の一切を第三者に委託する予定もなし。

以上のことから効率的に利用されたいと考えます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関 委員 この案件につきましては、去年に申請が出ており取下げたものと思われます。添付資料の是正完了届出書に進入路の砂利、庭石と書いてあるが、これは撤去されているのかを確認します。

議 長 事務局。

事 務 局 関委員の質問にお答えします。別添資料のとおり、令和4年12月14日に千葉県印旛農業事務所及び農業委員会事務局職員と権利者の現場立会いを実施し、農地以外の場所へ移動したことにより県担当者が是正完了の確認をしました。

関 委員 進入路の砂利も撤去されましたか。

議 長 事務局。

事 務 局 耕作道として最低限の幅員まで是正する条件のため、県担当者と確認をしました。

関 委員 どこに移動したのか、よくわからない。耕作道ではなく自宅や事務所、資材置場への進入路とも見られると私は解釈します。

議 長 ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、所有権移転3を議題とします。

田上委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田上委員。

田上委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転3について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は相川委員、森田委員、田上です。

申請概要は議案記載のとおりです。申請理由として、権利者は隣接地を所有しており、経営規模拡大をするものです。義務者は高齢のため耕作できないとのこと。

申請地の位置は、新橋観音から南へ約400メートル位に位置します。現況は畑で、隣接地との境界は確定しており進入路も確保されています。第三者の権利はなし。売買価格は記載のとおりで、農業形態は畑作、作物は主にサツマイモです。営農状況につきましては、畑26,881平方メートルを耕作。労働力は社員8人の他に臨時の雇用が1名。農機具の保有状況はトラクターのほか、イモ堀機2台、イモ洗浄機1台を完備しています。営農計画はサツマイモを作付け予定で、耕作状況として保有農地はすべて効率的に耕作しており、規模を縮小する行為も行っていない。

住所地から申請地までの距離は約6キロメートル、自動車ですら約15分の距離です。耕作の一切を第三者に委託する予定もなし。

以上のことから効率的に利用されたいと考えます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありますか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、所有権移転4を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

相川委員。

相川委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転4について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は森田委員、田上委員、相川です。

申請概要は議案記載のとおりです。申請理由として、権利者は法務局備付公図及び地積

測量図の誤りを是正するため。なお、売買はしないため金銭は発生ません。義務者は譲受人の希望によるものです。

申請地の位置は、獅子穴交差点から市役所方面に進み、左折してから更に100メートル位進んだ左側に位置します。現況は綺麗にロータリーで管理されていました。隣接地との境界は確定しており、進入路は市道にて確保、第三者等の権利もありません。

譲受人は農業経営者で、畑14,900平方メートルを耕作。労働力は世帯員2人で専業者2人。農機具の保有状況は一式完備しています。保有農地はすべて耕作しています。規模を縮小する行為も行っていない。

住所地から申請地までの距離は約5キロメートル、自動車で10分の距離です。耕作の一切を第三者に委託する予定もなし。

以上のことから効率的に利用され则认为します。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、区分地上権設定1及び2を議題とします。

なお、本件については、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1及び2と関連がありますので、一括議題といたします。

採決は、議案第1号 区分地上権設定1及び2、議案第3号 一時転用を伴う使用貸借権設定1及び2で分割して行います。

議案第1号 農地法第3条区分地上権設定1、2及び議案第3号 農地法第5条一時転用を伴う使用貸借権設定1、2について、森田委員の説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、区分地上権設定 1 ついて、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は相川委員、田上委員、森田です。

申請概要は議案記載のとおりです。申請地の位置は、太陽の丘団地から西へ約 200 メートル。現況は農地で整地してありました。境界杭も確定しており進入路も市道により確保され、第三者の権利もなく問題はないと思います。

次に、6 ページの区分地上権設定 2 について報告いたします。担当委員も同様に概要は議案記載のとおりです。申請地も書類関係も同様のため省略させていただきます。

次に、8 ページの議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請、一時転用を伴う使用貸借権設定 1 について報告いたします。申請地は第 1 種農地で千葉県事務指針 30 ページ 1 の C に該当、農地で違反ありません。転用用途は営農型太陽光発電設備で使用貸借権設定です。転用概要は 540 ワットのパネルを 124 枚、杭 50 本。選定理由として日照条件の良い土地で進入路の確保もあり、隣接地との境界杭も確認できたためとのことです。資金の状況は解体撤去費も含めた経費の残高証明書の添付がされており、事業総額より多い残高の確認をしました。

過去の転用許可はなし、第三者の権利ありません。工期は許可後から令和 5 年 3 月末を予定しています。転用面積は適当で周辺地権者への説明も実施し意見はなし。土砂等の流出対策は素掘り側溝等を講じる。土砂搬入の計画はなし。防災計画としてフェンスを設置し、外部からの進入を防ぎます。ガス、粉じん等の発生予定もなし。雨水処理は敷地内浸透、日照、通風等による支障なし。転用期間の適合、農地への復元誓約書もありました。

次に、同じく 9 ページの一時転用を伴う使用貸借権設定 2 について報告いたします。概要は議案記載のとおりです。申請内容、立地基準、一般基準、排水、日照等についても前ページと同様です。事業資金についても同様に見積額より多い残高証明書の添付により確認をしました。過去に転用許可はあり完了しております。また、第三者の権利ありません。工期は許可後から令和 5 年 3 月末を予定。転用面積も適当で周辺農地の営農条件支障もなく、転用期間の適合、農地への復元誓約書もありました。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、区分地上権設定 1 ついて採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

続いて、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、区分地上権設定 2 ついて採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請、一時転用を伴う使用貸借権設定 1 について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請、一時転用を伴う使用貸借権設定 2 について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

なお、議案第 3 号 農地法第 5 条一時転用を伴う使用貸借権設定 1 及び 2 について千葉県知事による許可・不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議案第 1 号 区分地上権設定 1 及び 2 を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し付することとします。

◎議案第 2 号

議 長 日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、転用 1 を議題とします。本件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、森田委員が退席します。

議 長 しばらく休憩します。

(午後 1 時 5 0 分)

議 長 再開します。

(午後 1 時 5 0 分)

田上委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田上委員。

田上委員 はい、議長。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請、転用 1 について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は、相川委員と田上です。

土地の表示、価格、権利者、義務者、施設の概要、転用事由は議案記載のとおりです。

農振除外関係は平成 10 年 6 月 10 日見直しです。

申請地は、富里南小学校北側へ 300 メートル位に位置し、第 1 種農地で違反はありません。転用用途は、営農型太陽光発電設備の一時転用 3 年更新です。事業総額の見積による資金状況については、事業計画を上回る残高証明の添付により確認しました。過去の転用許可はなく第三者の権利也没有ありません。

以上のことから申請について問題ないと考えます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

転用1につきしては、議事が終了しましたので森田委員の入室を許可します。

議長 しばらく休憩します。

(午後1時54分)

議長 再開します。

(午後1時54分)

◎議案第3号

議長 日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

相川委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

相川委員。

相川委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は、森田委員、田上委員と相川です。

概要は議案書のとおりです。申請地は、七栄のナリタヤ先を左折し300メートル位進んだ右側に位置します。農振除外関係は平成10年6月10日見直しです。農地区分は第2種農地に該当します。申請地の状況は、大きな木が生えており雑草が繁っていました。転用の用途は木造二階建て専用住宅の建設で、権利設定は所有権移転。選定理由はスーパー等が近くにあり閑静な住宅地であること、周辺には農地や緑も多く住環境に適しているとのことです。事業実施の資金は融資証明にて確認しました。転用面積は適当で、土砂等の流出はブロック積みとし土砂等の搬入計画はなし。工事期間中の防災計画としては、計画地に仮囲いし建築資材等の飛散を防止します。ガス、粉じん等の発生予定もありません。

以上のことから、転用許可基準である立地基準及び一般基準とも満たしており、許可相当と判断します。

以上報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 長 次に、農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転2を議題とします。

田上委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

田上委員。

田上委員 はい、議長。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請、所有権移転2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当委員は、相川委員、森田委員、田上です。

概要は議案書のとおりです。申請地は、七栄のヤマト運輸の西側約200メートル位に位置します。農振除外関係は平成10年6月10日見直しです。農地区分は、周囲を宅地に囲まれた小規模農地の第2種農地に該当します。申請地の農地違反はありません。転用の用途は木造二階建て専用住宅の建設で、権利設定は所有権移転。土地の選定理由は、現在アパートに家族3人で居住していて、子供の成長とともに手狭になり申請地は周辺の設備なども整っていて、その他環境も安定しているためとのことです。申請地以外での利用可能な土地はなし。進入路の確保、隣接地との境界杭もあります。資金確保の状況についても事業見積を上回る融資証明の確認をしました。権利者の過去の転用許可はなし。第三者の権利もありません。工期は許可後から令和5年9月末を予定しています。都市計画法関連は提出済みです。事業区域内に農地以外の土地はなし、転用面積は適当です。土砂等の搬入計画はなく、工事期間中の防災計画については防災ネットで囲い施工中は維持管理を適切に行うことに努め、土留

めを設置し雨水土砂の流出を防止します。ガス、粉じん等の発生はなく、排水計画について、雨水は宅地内浸透で雑排水は下水道へ接続します。また、日照通風による支障はありません。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第４号

議 長 日程第５ 議案第４号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長。

議案第４号 農用地利用集積計画の決定についてご説明します。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定により、12月23日付けにて、富里市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。

内容につきましては、次第の13ページに、３年新規で畑７筆、16,679平方メートル。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

以上で審議案件は終了しました。

◎報告第1号

議 長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出についてご報告します。

次第の14ページに1件ございます。

内容につきましては記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上です。

議 長 ただいまの報告第1号について、質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようなので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと存じます。

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後2時04分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員